

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 兵庫県
（氏名） A

上記被審人に対する令和4年度（判）第10号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金163万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和4年12月21日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号及び第17号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和4年10月20日

金融庁長官 中島 淳一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号及び第17号に該当

被審人は、銀行持株会社として、その属する銀行持株会社グループの経営管理等を目的とし、その発行する株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）市場第一部に上場されていた株式会社関西みらいフィナンシャルグループ（以下「関西みらいFG」という。令和3年3月30日上場廃止。）の社員であるが、その職務に関し、①関西みらいFGの社員であったBがその職務に関し株式会社りそなホールディングス（以下「りそなHD」という。）からの伝達により知った、りそなHDの業務執行を決定する機関が関西みらいFG株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実及び②関西みらいFGの業務執行を決定する機関が、りそなHDを完全親会社とし、関西みらいFGを完全子会社とする株式交換を行うことについての決定をした旨の重要事実を、遅くとも令和2年10月3日までに知りながら、

ア 法定の除外事由がないのに、上記各事実の公表がされた令和2年11月10日より前の同年10月9日から同月15日までの間、C証券株式会社（以下「C証券」という。）を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の東京証券取引所等において、親族であるD及び知人であるE名義で、自己の計算において、関西みらいFG株式合計1万317株を買付価額合計452万2,705円で買い付け

イ 令和2年10月4日、親族であるFに対し、上記各事実の公表される前に、関西みらいFG株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、関西みらいFG株式の買付けをすることを勧めたものであり、これにより買付けを勧められた同人が、法定の除外事由がないのに、上記各事実の公表がされた同年11月10日より前の同年10月9日から同月16日までの間、C証券を介し、東京証券取引所等において、自己及び親族であるG名義で、関西みらいFG株式合計5,200株を買付価額合計226万4,760円で買い付けたものである。

2 法令の適用

(1) ①（公開買付け）

法第175条第2項第2号、第167条第1項第6号、第5号

②（株式交換）

法第175条第1項第2号、第166条第1項第1号、第2項第1号
全体につき、法第176条第2項

(2) ①（公開買付け）

法第175条の2第2項第3号、第4項第2号、第167条の2第2項、第167条第1項第6号、第5号

② (株式交換)

法第175条の2第1項第3号、第3項第2号、第167条の2第1項、第166条第1項第1号、第2項第1号チ
全体につき、法第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 違反事実アに係る課徴金の額

法第175条第1項第2号及び同条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実及び公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(565円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

① 自己の計算による買付け

$$\begin{aligned} & (565 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) \\ & - (443.9 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 444 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} + 445 \text{ 円} \times 4,100 \text{ 株}) \\ & = 600,920 \text{ 円} \end{aligned}$$

② 自己及び自己以外の者の計算による買付けが混和している買付け

$$\begin{aligned} & (565 \text{ 円} \times 5,317 \text{ 株}^{\text{注1}}) \\ & - \{ (423 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 435 \text{ 円} \times 2,200 \text{ 株} + 435.9 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} \\ & \quad + 436 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株} + 440 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) \\ & \quad \times (2,300,000 \text{ 円} / 5,406,961 \text{ 円}) \}^{\text{注2}} \\ & = 705,480 \text{ 円} \end{aligned}$$

(注1) 自己の計算による買付けの数量は、自己及び自己以外の者の計算による買付けの数量12,500株に、自己が当該有価証券の買付けのために拋出した額2,300,000円/自己及び自己以外の者の計算による委託手数料を含めた買付けの額5,406,961円を乗じて得た数量(1株未満端数切捨て)

(注2) 自己の計算による買付けの額は、自己及び自己以外の者の計算による買付けの額5,403,730円に、自己が当該有価証券の買付けのために拋出した額2,300,000円/自己及び自己以外の者の計算による委託手数料を含めた買付けの額5,406,961円を乗じて得た額(1円未満端数切捨て)

③ ①及び②の合計額

600,920 円 + 705,480 円 = 1,306,400 円となる。

④ 法第176条第2項の規定により、上記③で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、1,300,000 円となる。

(2) 違反事実イに係る課徴金の額

① 法第175条の2第1項第3号及び同条第2項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第3項第2号及び同条第4項第2号の規定により、情報受領者等が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて、業務等に関する重要事実及び公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格（565 円）に当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から、当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & \{(565 \text{ 円} \times 5,200 \text{ 株}) \\ & - (419.7 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 419.8 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 434 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} \\ & + 436 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 442.7 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 442.8 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ & + 442.9 \text{ 円} \times 300 \text{ 株})\} \\ & \times 1/2 \\ & = 336,620 \text{ 円} \end{aligned}$$

② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、330,000 円となる。

(3) 上記(1)ないし(2)により算定した額の合計

1,300,000 円 + 330,000 円 = 1,630,000 円となる。